

本件に関する問合せ先

消費者庁消費者調査課 石井、阿部

TEL : 03(3507)9179 (直通)

関西電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に 関するチェックポイント

平成27年2月24日
消費者庁

電気は、消費者にとって生活の基礎をなす必需的なものであり、さらには、地域独占的に供給されており、事業者の選択肢がなく、その料金の値上げは、国民生活に大きな影響を与えるものである。また、電気料金の値上げは、家庭用電気料金のほか、商品やサービスのコスト上昇圧力という形でも、家計に負担を与え得るものである。

このため、電気事業者が、徹底した経営効率化の努力を行うとともに、料金の水準及び内容並びに提供されるサービスについて十分な情報提供及び明確な説明を行い、電気料金の値上げについて、消費者の理解がより得られるようにすることが重要である。そして、提供されるサービスが、可能な限り低廉であり、かつ、中長期的にも安定供給が確保されるものとして、消費者の権利^注に即し消費者の意見を政策へ反映させるといった消費者の利益によりかなったものになることが求められている。関西電力株式会社は、地域の市民生活と生産活動の基礎である電気を供給する事業者として、社会的責任を果たすことが求められている。

特に、今般の関西電力株式会社による値上げ認可申請は、電源構成変分認可制度に基づくものであることから、次の点に留意する必要がある。第一に、今般の値上げ認可申請は、通常の場合よりも査定対象項目は一部に限られているものの、今般の値上げ認可申請の前提として、関西電力株式会社は、平成25年5月の値上げ実施からわずか1年7か月での再値上げ申請であり、前回の査定を踏まえた効率化計画を項目ごとに着実に実施したかが問われるとともに、効率化の進捗状況及び今後の収支見通しも含めて消費者に明確に

^注 消費者基本法（昭和43年法律第78号）第2条では、「国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利である」と規定している。

説明する責任がある。第二に、前回の認可以降、他のいくつかの電力株式会社の値上げ認可が行われているが、他社の査定においてより厳しい基準が適用されている事項については、関西電力株式会社も他社並みの基準又は再値上げであることから、それ以上の基準を達成するよう努力すべきである。第三に、今後、電源構成の変更により費用削減が可能となった場合、速やかに料金値下げを行うことを明確にすべきである。

また、経済産業省は、電源構成変分認可制度に基づく今般の査定対象項目について、厳格な審査を行い、その結果を広く明らかにするとともに、今回の査定対象以外の項目については、関西電力株式会社の効率化努力を厳しく検証してその結果を広く公表し、関西電力株式会社に対して、効率化の進捗状況についてこれまで以上に丁寧に消費者に説明するよう促すべきである。

消費者庁では、こうした観点から、今般の関西電力株式会社の値上げ認可申請に当たっての本チェックポイントを作成した。

なお、消費者庁が大阪市内で開催した意見交換会においては、再生可能エネルギーの使用拡大等、再生可能エネルギーに関する意見、原子力発電のコストやリスク等、原子力発電に関する意見が多数表明され、消費者の関心の高さがうかがえた。事業者に対しては、こうした消費者の重要な関心事項について十分な検討を行い、情報提供を行うことを期待したい。

※ 今後の検証過程で変更を加えることがあり得る。また、原価に算入されない項目にも、言及していることに留意。

【総論】

①原子力発電が停止した東日本大震災以降及び前回の値上げ後の経営努力を明確に説明しているか。

< 査定対象項目 >

【燃料費、購入電力料等】

②メリットオーダーを徹底するための方策について、石炭のほかLNG、原油、水力及び再生可能エネルギーについて明確に説明しているか。

③自社電源も含めて他社から購入する電力量の算定に当たり、メリットオーダーを徹底していることを明確に説明しているか。

- ④燃料費、購入電力料の単価引下げの努力は徹底されているか。他企業との燃料の共同調達など、抜本的な取組を行っているか。
- ⑤卸電力取引所の活用による単価引下げの効果を原価に適切に織り込んでいるか。
- ⑥購入電力料に関して、最近の原油価格下落による費用削減効果を原価に適切に織り込んでいるか。
- ⑦今般の値上げ申請による料金の値上げ額と、燃料費調整制度に基づく料金の調整額の間を明確に説明しているか。また、消費者に対して分かりやすく情報提供を行っているか。

＜直接の査定対象項目ではないが、事業者による積極的な取組や消費者への丁寧な情報提供・説明が求められるもの＞

【経営効率化】

消費者に大幅な負担増を求める前提として、項目ごとに査定ベースの効率化を達成するととどまらず、原価に算入されていない項目であっても、最大限の企業努力を真摯に行うべきである。また、その内容を積極的に消費者に伝え、共感を得られるよう努めるべきである。

- ⑧費用項目別に見て、査定ベースの効率化が未達成のものについて、その理由を明確に説明しているか。
- ⑨役員報酬などの人件費削減について、平成 25 年度実績及び平成 26 年度の見込みでは査定額の水準まで達成していないが、平成 27 年度において、平成 25 年度～平成 27 年度の 3 か年平均で達成すべく、更なる削減に取り組むための計画を明確に説明しているか。
- ⑩健康保険料の事業主負担割合について、平成 27 年度末に 53% 台までの引下げを達成するための方法を明確に説明しているか。
- ⑪消費者に大幅な負担増を求めるに当たり、原価に算入されていない顧問関連の経費の必要性について、消費者の理解を得るための説明を行っているか。また、更なる削減の努力を行う計画はあるか。

- ⑫競争入札比率について、平成 27 年度も引き続き高水準を目指すための具体的な方法を明確に説明しているか。
- ⑬修繕費について、緊急避難的な繰延べなどにより効率化を進めるとしているが、結果的に繰延べによりかえって修繕費用が過大になることはないか。また、繰延べの範囲と金額及び繰延べによる節約分を何の費用に充てているかについて明確に説明しているか。
- ⑭普及開発関係費等の削減の主な取組として、PR 施設の一部休館などを挙げているが、更に削減できる事業や削減時期の前倒しの余地はないか。
- ⑮寄付金、団体費等の諸経費等について、更に削減できる余地はないか。
- ⑯資産（本社・営業拠点の土地・建物、有価証券等）の売却、グループ会社の再編・統廃合、グループ会社に留保されている利益剰余金の取崩し等について、更なる取組の余地はないか。電気事業の遂行に直接的な関係を有しない資産の売却の余地はないか。

【販売電力量】

- ⑰自由化部門における販売電力量の減少の要因である需要家の離脱を解消するための努力を行っているか。

【料金体系等】

- ⑱消費者が電気料金を節約できるメニューについて、前回値上げ時よりも積極的に広報・普及に取り組むこととしているか。
- ⑲大幅な値上げであることを踏まえ、消費者のための激変緩和措置の方策が具体的に検討されているか。
- ⑳三段階料金の段階別料金設定において、少額一般家庭利用者にとって負担が緩和されるための方策が検討されているか。

【財務状況】

- ㉑純資産の毀損を回避するために、湯水準備引当金の取崩しの許可申請を行う余地はないか。

【今後の料金値下げ】

- ②今般の値上げ認可申請は電源構成変分認可制度によるものである。今後、電源構成の変動が今般の認可申請において想定している時期よりも早く解消された場合には、速やかに料金値下げが実施されることを確保できる措置がとられているか。また、想定どおりの時期以降であっても、原価算定期間内に解消された場合には、原価算定期間終了後、速やかに費用削減分を引き下げること確保する措置がとられているか。さらに、原価算定期間終了後に、改定の原因となった事象が解消された場合には、各号機の再稼働に応じて順次、速やかに再稼働による原価低減分の値下げを行うことを確保する措置がとられているか。それぞれの場合に、高浜3・4号機の再稼働時期に応じて原価低減分や値下げ幅が消費者に分かるよう、事例などを用いて具体的に情報開示を行っているか。
- ③原価算定期間内に、今回の値上げの原因となった自助努力の及ばない電源構成の変動が解消されない場合であっても、原価算定期間内は値上げは行わないことを確保する措置がとられているか。

【今後、中長期的に取り組むべき事項】

- ④消費者が電気料金を理解するに当たって、電力事業、原子力政策を含めたエネルギー政策の今後の在り方、コスト（原子力発電に関して直接電気料金に含まれない社会的費用を含む。）の負担は消費者の重要な関心事項である。再生可能エネルギーの使用拡大等、エネルギーの多様化について消費者の関心が高いが、こうしたことについて、電力自由化も踏まえ十分な検討と説明・情報提供をすることになっているか。

以上